

独立行政法人勤労者退職金共済機構の
平成21年度の業務実績の評価結果

平成22年8月19日
独立行政法人評価委員会

1 平成21年度業務実績評価について

(1) 評価の視点

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、特殊法人勤労者退職金共済機構が平成15年10月に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の機構の業務実績の評価は、平成20年2月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成20年4月から平成25年3月まで）の第2年度の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、平成20年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成20年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成21年12月9日同委員会）等も踏まえ、評価を実施した。また、平成21事業年度業務監査報告書も評価に当たっての参考とした。

(2) 平成21年度業務実績全般の評価

機構は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金共済制度を確立し、もって中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする中小企業退職金共済制度の運営主体として設立されたものであることから、業務実績の評価に当たっては、その設置目的に照らし、業務の効率化及び質の向上により得られた成果が「確実な退職金支給」及び「退職金制度への着実な加入」にどの程度寄与するかという視点が中心となるものである。

まず、確実な退職金支給に向けた取組については、数値目標である一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共事業」という。）における未請求率の改善等に一定の進捗は認められるところであり、今後の更なる取組を積極的に推進することを期待する。

退職金制度への着実な加入については、新規加入者数の目標が法人全体としては達成されていることを踏まえると、本年度における目標は概ね達成されたものと考えられる。

さらに、それらの成果を支える基盤として、①業務運営の効率化による経費削減、人件費の削減、②中期計画期間中にシステム管理業務・資産運用業務の一元化を図る等効率的組織体制の構築、③随意契約の見直し、旅費、庁費における冗費の徹底的検証④内部統制の強化による事業の適切な運営、⑤外部有識者の積極的活用による適切な事業運営の確保が図られているところである。

これらを踏まえると、平成 21 年度の業務実績については、全体としては機構の目的である「確実な退職金支給」及び「退職金制度への着実な加入」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

- ① 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、「確実な退職金支給」の原資となる共済財政の長期的な安定を図っていくことが重要である。特に累積欠損金を計上している中退共事業及び林業退職金共済事業（以下「林退共事業」という。）においては、一定の解消がされたものの、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが求められる。
- ② 加入促進については、制度の安定的な運営のため、第 2 期中期計画の達成に向けて平成 22 年度以降もさらに効果的な取組が求められるが、特に、2 年続けて加入者が目標に達しなかった清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共事業」という。）については、その産業における事業活動の低迷等業界固有の問題はあるものの、確実な加入に向けてより一層の努力が求められる。
- ③ 中退共事業における退職金未請求、特定業種退職金共済事業における共済手帳の長期未更新に対しては、引き続き被共済者への直接の要請等を実施することにより、より一層の縮減を図ることが求められる。
- ④ 管理部門のスリム化や、各共済事業それぞれの資産を区分して管理することを前提とした効率的かつ柔軟な資産運用体制の構築など、更なる効率化に努めることが求められる。

なお、第 2 期中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2 のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

- ① 効率的な業務実施体制の確立
効率的な業務実施体制の確立については、各事業個別会計を前提とした制約の中で共通化できる部分をできるだけ共有し、各会計の独立性を確保しながら効率化するための検討を行うなどの努力が認められる。
平成 21 年度は、「業務・システム最適化計画」の円滑な実施を図るため、次期システムの設計、開発、テストの実施等を行ったことは評価できる。
- ② 中期計画の定期的な進行管理

中期計画の定期的な進行管理については、課室ごとの目標管理表作成や、職員ごとの業績評価シートによる評価の実施に加え、職員の意識向上を業績評価の勤勉手当へ反映するなど、職員の意識の向上に資する工夫がなされている。

また、役員等で構成する業務推進委員会において、事業の進捗状況を定期的に把握し、年度計画の検証を行ったこと、加入促進対策委員会において加入促進対策の遂行状況の審議・検討を行い、これを踏まえて積極的な加入勧奨を行うなどの努力が認められる。

③ 内部統制の強化

内部統制の強化については、業務推進委員会を定期的に開催し、更なる検討を行うとともに、新たに「コンプライアンス推進委員会」や「契約監視委員会」を設置したことは評価できる。機構は、中小企業者の拠出による掛金を運用し、従業員に対する確実な退職金支給を行うことが主な業務であることから、特に業務活動における法令遵守の確保が重要であると考えられるところであり、今後コンプライアンス推進委員会における具体的な方策についての検討が求められる。

④ 業務運営の効率化に伴う経費節減

業務運営全体を通じて経費節減に向けた様々な取組を実施した結果、削減対象経費については、基準額に対し17.5%削減することができ、中期計画の達成に向けて確実に進捗していることについては評価できる。

さらに、超過勤務の削減を行ったこと等により、人件費についても大幅な削減を達成したことも評価できる。今後も、職員の労働インセンティブの低下につながることをとらないよう留意しつつ、人件費の削減に引き続き努めることを期待する。

また、随意契約の見直しについては、「随意契約見直し計画」に沿った競争性のある契約への移行が行われていること、監事や会計監査人による監査に加え、契約監視委員会による審査を受けていることは評価できる。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

① 確実な退職金支給のための取組

中退共事業における退職金未請求に対する取組については、「加入通知書」や「加入状況のおしらせ」の発行により被共済者の意識を高める取組を行ったほか、退職後3か月経過しても退職金請求のない者がいる事業所に対して請求を促す取組に加え、この取組からさらに3か月経過しても退職金請求のない者がいる事業所に対して当該未請求者の住所等の情報提供依頼を実施するなど、新たな未請求者の発生を防止する取組を行った結果として、未請求率（退職金

等の請求権が発生した年度における脱退者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率)を着実に改善している点については評価できる。

また、中退共事業におけるこれまでに累積した退職金未請求者に対する取組として、未請求者のいる事業所に対して未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請している。この取組については、平成21事業年度計画においては、平成12年度以前(一部)、平成19年度及び平成20年度に脱退し、現在も未請求者のいる事業所を対象としたところであるが、これに加え一部対象を拡大して取組を行っており、地道な取組が認められる。

建設業退職金共済事業(以下「建退共事業」という。)における共済手帳の長期未更新者発生防止等に関する取組として、加入通知書の発行による長期未更新の発生防止や、既加入者に対する長期未更新調査による長期未更新者縮減に向けた取組が行われており、着実に成果に結びついていると認められる。

共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、手帳更新の手続を行っていない共済契約者に対する取組を引き続き実施しており、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計との差額が減少する等中期計画の達成に向けて一定の効果があったものと考えられるが、今後更なる取組の充実を期待する。

清退共事業及び林退共事業についても、建退共事業と同様の取組を進める等、対策の強化を行っている点は評価できる。今後は、それぞれの業界の特性や機構の実施体制等を勘案しつつ、成果を把握し、その結果を今後の対策へ反映させるなど、引き続き目標の達成に向けての取組を期待する。

なお、更なる対策を講じるため、住基ネットを活用した住所把握の実施等の方策についても検討を進めることを期待する。

② サービスの向上

加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理の再点検を行い、電話交換業務と電話相談業務の統合に向けて検討・準備を行う等の改善を行うなどの努力が認められる。

退職金給付に係る処理期間については、中退共事業においては25日以内、建退共事業については30日以内に処理することができたことは評価できる。

清退共事業及び林退共事業については、いまだ30日以内を達成していないが、「退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画」の実施に合わせて処理期間の短縮が行われることとなっており、同計画の確実な遂行が期待される。

情報提供の充実等については、加入者等からの機構に対する意見を集計し、主な質問についてホームページ上のQ&Aに反映したほか、中退共事業においては、ホームページ上で制度加入企業名を検索することができるシステムの開発及びデータ整備を行い、掲載を開始した点は評価できる。

積極的な情報の収集及び活用については、平成 20 年度に実施した「退職金実態調査」の結果及び加入者へのアンケートにおける意見を反映し、年 1 回事業所へ送付している「掛金納付状況票及び退職金試算票」の様式について従業員ごとに切り離せる「加入状況のお知らせ」を併せたものにする等、収集された情報を活用している点が認められる。また、加入者を代表する者等からなる参与会を開催し、業務運営に関する意見・要望等の聴取を行うなど、計画に沿った運営がなされている。

③ 加入促進対策の効果的实施

中退共事業については、パンフレット等による周知広報、個別企業訪問の実施、各種会議等における加入勧奨、適格退職年金からの移行に係る説明会の実施等、加入促進に向けた積極的な努力により、加入者数の目標達成率が 101.0%と加入目標を上回る結果となった。また、建退共事業及び林退共事業についても、各種の取組により加入者数の目標達成率が建退共事業 110.6%、林退共事業 120.8%とそれぞれ加入目標を上回る結果となった。さらに、これらの結果として、機構全体としても加入目標を上回ったことから、加入促進への取組は評価できる。

一方、清退共事業については、酒の嗜好の変化等を背景とした製造量の減少等、業界を取り巻く厳しい環境もあり、96.9%と加入実績が目標に達しなかったところである。

今後は、各事業の特性に応じて効果的な加入促進対策を行うことを期待する。

(3) 財務内容の改善等について

① 累積欠損金の処理

機構は、「累積欠損金解消計画」（平成 17 年 10 月策定）に基づき、累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間中の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を設定しているところである。累積欠損金の処理については、中退共事業においては平成 20 年度末時点の 3,493 億円を平成 21 年度末時点では 1,957 億円に、林退共事業においては平成 20 年度末時点の 14.95 億円を平成 21 年度末時点では 14.01 億円に減少することができた点は評価できる。引き続き、累積欠損金解消計画を踏まえ、資産運用について安全かつ効率的な運用を基本としつつ、着実な解消に努めることが求められる。

② 健全な資産運用等

資産運用については、第三者による外部評価を反映しつつ、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率的な運用を基本として実施されている。委託運用（金銭信託）では、運用環境が金融危機後の世界主要各国の積極的金融・財政政策発動の効果による信用不安

の沈静化と景気回復に向かう動きを受け、内外株式市場が堅調に推移したこともあり、大幅な収益が確保された。また、運用のパフォーマンスについては、概ねベンチマークとほぼ同等のパフォーマンスが達成されたと認められる。

(4) その他業務運営に関する措置について

退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することの必要性や移転の可能性等について、外部有識者からなる「退職金機構ビルのあり方に関する検討会」において議論を行い、建物の耐用年数が経過した時点（それ以前であっても売却・移転が合理的になればその時点）で土地を売却、移転することとする報告書を取りまとめており、概ね中期計画に沿った業務運営を行っているものと認められる。

(5) 評価委員会が特に厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

平成 21 事業年度資産運用の結果は、下記のとおりである。

(単位：百万円)

	中退共 給付経理	建退共		清退共		林退共 給付経理
		給付経理	特別 給付経理	給付経理	特別 給付経理	
資産残高	3,496,563.7	837,846.1	33,832.0	5,499.7	366.8	13,511.2
運用等収入	187,014.3	32,889.3	1,383.1	174.5	4.2	291.8
運用等費用	579.8	75.2	6.6	0.8	-	1.7
決算利回り	5.67%	4.08%	4.18%	3.15%	1.14%	2.21%

当期純利益	153,633.8	17,942.4	628.8	419.0	0.8	94.6
-------	-----------	----------	-------	-------	-----	------

注) 決算利回りは、費用控除後の数値に基づくものである。

資産運用については、結果として、委託運用（金銭信託）で内外株式市場が堅調に推移したこともあり、大幅な収益が確保された。

その他、上記 2（3）で評価したとおりである。

② 保有資産の管理・運用等について

退職金機構ビル及び同別館については、上記 2（4）で評価したとおりである。松戸宿舎及び越谷宿舎については、宿舎を廃止することを決定し、平成 21 年度末において入居者すべての退去の確認を行う等、国の資産債務改革の趣旨を踏まえた措置が講ぜられていると認められる。

また、貸付金、未収金等の債権の回収計画の策定及び実施状況に関する評価等については、機構における共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の 100%保証責任となっていることから、回収計画は策定していないものの、各事業本部ともに、回収は順調に実施されており、問題となる案件はないと考える。なお、資産運用については、上

記2(3)及び2(5)①で評価したとおりである。

③ 組織体制・人件費管理について

平成21年度における給与水準の検証については、対国家公務員指数は97.3(年齢・地域勘案指数。年齢・地域・学歴勘案指数は98.8)、類似の業務を行っている民間事業者である保険・金融業との比較では、93.3となっており、適切な水準と評価できる。

また、累積欠損金を有する法人であるという観点からは、平成21年度は累積欠損金を大幅に解消することができたものの、資産運用は市場の動向に大きく作用されるものであり、給与水準の適切性に関する検証は単年度だけを捉えて行うものではなく、中長期的観点から行うべきものであることから、累積欠損金の存在をもって直ちに更なる抑制を求めるのは必ずしも適切ではないと考える。

一般管理費及び退職金共済事業経費は平成19年度(基準額)予算に対し17.5%削減し、人件費については削減目標平成17年度比4%削減を大きく上回る平成17年度比12.4%削減を達成しており、評価できる。

福利厚生費については平成20年度早々に見直しを行い、現在法定外福利費として支出しているのは、健康診断費の補助、インフルエンザ予防接種等のみであることから、適切な支出となっているものと評価できる。

また、国家公務員再就職者のポストの見直しについても、役員ポストについて閣議決定を踏まえ、改選を迎える4ポストすべてについて公募を実施した結果、国家公務員再就職者1名を含む4名を任命することとするなど、適切な処置がなされていると評価できる。

④ 事業費の冗費の点検について

電気料金に関する契約を見直し、一般電気事業者(既存の電力会社)及び特定規模電気事業者(民間事業者)参加による一般競争入札を実施する等、冗費の削減について適切に取り組んでいるものと評価できる。

今後は、加入促進に係るポスター・パンフレット等について、必要部数の再検証を行う等の更なる冗費の削減に取り組むことを期待する。

⑤ 契約について

「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、随意契約によらざるを得ないものとしていた契約について点検・見直しを行い、企画競争5件、公募2件、一般競争2件を実施した点や、平成22年4月の契約に向けて点検・見直しを行い、企画競争8件、公募1件、一般競争6件を実施した点は評価できる。

総合評価落札方式、企画競争又は公募を行う場合には、公告期間を十分確保するとともに、説明会から企画等の提出までの期間も十分確保しており、調達要領に基づき実施していると評価できる。一者応札・一者応募に係る改

善方策については、平成 21 年 6 月 19 日に策定され、ホームページでも公表している。なお、平成 21 年度に一者応札・一者応募となった契約件数は 24 件、金額は 10.5 億円であるが、制限的な応札条件は設定されていなかった。

一者応札となったものの中には、予定価格の策定に当たり参考見積書を徴した者が一般競争入札に参加しなかった事例があったが、このような事例の中には、対象となるシステムの特殊性等が理由となったものがあると考えられる。システムについては、平成 22 年秋に予定しているオープン化により、より多くの業者が入札しやすい環境が整うものと考えられることから、今後は、競争性・透明性の確保から、改善方策を踏まえ、一者応札率を確実に減少させるため、一層取り組むべきである。

また、随意契約、一者応札・一者応募等については、契約監視委員会において調査審議を行っていることに加え、物品及び役務等の調達にあっては、まず要求部署が起案文書を作成、調達部署を含めた複数の課を経由し決裁の上、入札及び契約業務を実施し、その上で担当理事にも回付して厳正な評価を行っており、契約の適正性確保の観点から充実した審査体制を整えていると評価できる。

今後とも、契約の適正化について更なる努力を求める。

その他、上記 2 (1) ④で評価したとおりである。

⑥ 内部統制について

統制環境の確保に向け理事長を委員長とした「コンプライアンス推進委員会」を設置したことは評価できる。今後は、機構のコンプライアンスに関する推進体制について具体的な検討を進めていくことを期待する。

また、退職金共済業務を取り扱う法人特有のリスクとして、①なりすまし等による退職金の詐取や、②市場の変動に伴う運用リスク等が考えられるが、これについては、それぞれ

a 対応マニュアルを作成の上チェック項目を複数設けて複数の者によるチェックを行う、

b 基本ポートフォリオの構築等について外部の専門家の助言を受けるほか、資産運用の実績について外部の専門家に評価を受ける

等の対応が取られており、評価できる。

また、各事業本部においては幹部会等を定期的で開催し、各課(室)で役割分担を確認しつつ、年度計画の達成状況その他の業務の遂行状況の把握を行っていることは評価できる。

⑦ 事務事業の見直し等について

平成 21 年秋に行われた行政刷新会議の事業仕分けを踏まえ、加入促進・相談業務について大都市やその周辺に事務を集約化するなど、組織のスリム化についても今後実施していくこととしている点は評価できる。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成22年7月8日から同年8月6日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見募集を行ったところ意見は寄せられなかった。